

USPTO、AI 利用の現状および AI による発明に関する意見募集を実施

2023 年 2 月 14 日
JETRO NY 知的財産部
石原、福岡

USPTO は、2 月 14 日付の官報¹で、発明の創作過程における AI 利用の現状および AI が創作に貢献した発明への対応方法に関する意見募集を実施すると発表した。

USPTO は、2019 年 8 月に AI 関連発明についての特許審査の予見性を向上させるために、AI 関連発明の審査に関して検討すべき事項などについて意見募集を実施していた²。

その後、2020 年 4 月には AI システムである Device for Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience (DABUS) を発明者とする特許出願を USPTO が拒絶し、連邦地裁および高裁 (CAFC) が USPTO の判断を支持³するなど AI による発明の議論が米国内でも活発になっていた。また、USPTO は 2022 年 6 月に AI やその他の新興技術 (ET) と知財制度の関係についてアイデアを共有するための学術界・産業界・政府機関とのパートナーシップ⁴を創設し、AI 技術の現状や AI による発明に関する議論を進めていた。

今回の意見募集はその AI/ET パートナーシップの活動に基づき、AI が発明の創作過程でより大きな役割を果たすことで発生する可能性のある発明者の権利の問題について意見を求めたいとしている。

意見の提出期限は 2023 年 5 月 15 日としている。

今回意見を求めている主な内容は以下のとおり⁵。

- 現在、AI は発明の創作過程においてどのように貢献しているか。
- 発明の創作過程における AI の利用は、他の技術ツールの利用とどのように異なるか。
- AI が自然人と同じレベルで発明に貢献した場合、その発明は現行の特許法の下で特許可能であるか。
- AI が自然人の共同発明者と同じレベルで発明に貢献した場合、所有権に関して何か重要な問題を引き起こすか。
- USPTO は、発明者について規定する現行のガイダンスを修正し、AI が発明に大きく貢献する状況に対処する必要性はあるか。また、AI による貢献度はどのように評価されるべきか。
- AI を利用したイノベーションを奨励するために、USPTO が取るべき追加措置はあるか。

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-02-14/pdf/2023-03066.pdf>

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190827.pdf

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20220810.pdf

⁴ AI and Emerging Technology Partnership engagement and events (USPTO ウェブサイト)

⁵ 質問の詳細については官報の 9494 頁を参照。

- 発明者の要件などに関して検討すべき法律改正があるとすれば、どのように改正すべきか。
- 他国において AI の貢献が大きい発明に効果的に対処する法律や実務があるか。
- USPTO は、AI と知的財産の関係を議論するためにステークホルダーとの協力体制を継続する予定であるが、今後、USPTO はどのような事項を優先的に検討すべきか。

(以上)